

# 令和6年度第4回地域福祉計画策定部会議事録

(要点筆記)

日 時 令和6年10月18日(金曜日)  
15時00分～16時25分

場 所 江別市民会館37号

出席委員数 9名

出席：赤川 和子、阿部 実、五十嵐 友紀子、河村 純子、佐藤 貴史、  
田尾 和夫、那須 崇、増田 秀男、森谷 良雄

欠席：東 則子、八巻 貴穂、米内山 陽子

事務局	健康福祉部長	岩淵 淑仁	健康福祉部次長	四條 省人
	介護保険課長	星野 崇志	管理課長	元木 大輔
	管理課総務係主査	磯野 智宏	管理課総務係	寺前 和哉
	江別市社会福祉協議会次長	川口 圭太		
	江別市社会福祉協議会参事	堀込 岳満		

傍聴者 なし

議 事

(1) 審議事項

①第5期江別市地域福祉計画素案について

※米内山部会長が欠席のため、部会長代理を出席員の中から那須委員が部会長代理として互選される。

#### 那須部会長代理

部会長の代わりを務めさせていただきます。

よろしく願いいたします。

それでは、「第4回 江別市社会福祉審議会 地域福祉計画策定部会」を開会いたします。

本部会の成立・連絡事項について事務局からお願いいたします。

#### 元木管理課総務係長

本日は12名の委員中9名にご出席をいただいております。

江別市社会福祉審議会条例第7条第1項及び第3項の規定により、委員の過半数が出席しておりますことから、本部会が有効に成立していることをご報告いたします。

続きまして、本日の資料を確認いたします。

(資料確認)

以降の議事を進めていくにあたりまして、委員の皆さまへお願いがございます。

本部会は、地域福祉計画策定のために福祉に関わる各団体あるいは市民の代表の皆さまにお集まりいただいております。

委員の皆さまから普段の活動や生活で感じられていることやお考えをお出しいただき、計画の策定に関する議論を深められたらと思いますので、率直なご意見等をよろしく願いいたします。

また、議事録につきましては、事務局において発言者の発言趣旨を踏まえたうえで要約し、その後、確認のため皆さまに送付させていただき、必要に応じて修正のうえ、資料とあわせて公開させていただきますので、ご理解とご協力の程、よろしく願いいたします。

#### 那須部会長代理

それでは次第に沿って進めて参ります。

次第2 議事 (1) 審議事項①「第5期 江別市地域福祉計画 素案について」事務局より説明願います。

#### 磯野管理課総務係主査

素案について説明する前に、前回の策定部会で五十嵐委員から避難行動要支援者名簿のところで、「避難サポーター」のお話をいただき、どういったものなのかということを確認してきましたので、そのご報告を先にさせていただきます。

コロナ禍前後にそういった「避難サポーター」の募集の回覧を見た覚えがあるということでしたが、どのようなものか前回の策定部会の際にその場でお答えできませんでし

た。

危機対策の担当に確認をしたところ、避難行動要支援者名簿については、令和3年の法改正で個別避難計画というものを作るようになり、要支援者の方を手助けしてくれる地域の方を名簿に記載するという制度改正がありました。委員がご覧になったのはその募集の案内だろうということでしたが、市の危機対策担当では、そういった回覧を出しておらず、おそらく、自治会で独自に回覧したものではないかということでした。自治会によっては、積極的に取組を進めているところもあるようで、名簿を作る上で、そういった支援をしてくれる地域の方を募集するなどの独自の取組を行っていたようです。

そういった「サポーター」、避難行動要支援者名簿に支援者として登録されている方を支援するような取組としての研修会等の開催などは、今のところしてはいないと聞いています。

市としては、登録者に意識啓発のリーフレットをお渡ししたり、自治会や民生委員に名簿作成時や緊急時の協力体制についてのガイドライン等をお配りしたりして、普及啓発に努めているということでした。

確認してきた内容については以上になります。

では素案について説明をさせていただきます。

一度に説明すると長くなってしまうので、第1章から第3章で一度区切って、質疑の時間をとっていただき、第4章・5章、成年後見制度利用促進計画、資料編について説明させていただきます。

前回の策定部会でお示しした骨子案に基づき、第5期地域福祉計画の素案を事務局で作成したので、その概要についてご説明します。

基本的な考え方として、第4期の計画書と構成は、同じように作成しています。

1ページをご覧ください。

第1章「計画の策定にあたって」の、「1 計画策定の趣旨」では、各福祉分野で共通する課題の解決に向けて、地域における人と人との交流やつながりの希薄化などの生活福祉環境の変化に伴って、地域福祉の課題の複雑化・複合化など、様々な課題が明らかになっている中、法令の改正等を踏まえながら、第5期計画を策定することを記載しています。

次に、2ページの「2 計画の位置付けと関連計画」、3ページの「3 計画の期間」、  
「4 計画策定の方法」については、前回計画と同様に図を交えながら示しております。  
次の4ページでは、市民アンケート調査の概要、パブリックコメントの実施、庁内関係部局や社会福祉協議会との連携について記載しました。

5ページでは、「5 国の方向性」として、国の主な動きをまとめました。既存の制

度では解決が困難な課題に対して、地域住民による支え合いと公的支援が連動した包括的な支援体制を目指した「地域共生社会」の実現など、国の方向性を記載しています。

6 ページからは、第 2 章「地域を取り巻く現状と課題」を掲載しています。

6 ページ・7 ページは人口の状況について掲載しています。

令和 6 年 10 月の人口は 118,097 人となっており、人口は減少傾向ですが、一方で 65 歳以上の高齢者は増加し、高齢化率は 32.6%となっております。

7 ページは将来人口推計を掲載しています。

今後、人口減少・少子高齢化はますます進み、今から 21 年後の 2045 年には人口は約 93,000 人と現在の 8 割以下となり、高齢化率は 42.0%となるという推計が出ています。

8 ページには世帯数の推移を掲載しています。

総人口は減少していますが、世帯数は増加しており、1 世帯当たりの人口は減少傾向にあります。

図表 6 は国勢調査結果をもとにした高齢者世帯の推移になりますが、増加傾向となっております。

9 ページから 11 ページにかけては地区別の状況を掲載しています。

12 ページからは社会的支援が必要な方の状況について掲載しています。

12 ページ下段は生活保護受給者数の推移です。おおむね横ばいから微増で推移しています。

13 ページ上段は、災害時に自力で非難することが困難な方を事前に支援する避難行動要支援者避難支援制度の登録者の推移で、登録者数は減少傾向にあります。

下段は障害のある方の数の推移になります。手帳の交付者数は増加傾向にあります。

14 ページ・15 ページは犯罪の状況を掲載しています。

江別市の犯罪検挙者数に占める再犯者の割合は、年によってばらつきはありますが、35%から 50%となっております。全国の再犯率が 50%強で推移しているため、それよりは低いですが、罪を犯した人が、再度犯罪に手を染めてしまう状況が読み取れます。

16 ページからは 2 地域活動の状況について掲載しています。

(1) 自治会の加入世帯数・加入率は減少傾向にあります。令和 6 年の加入率は 63.8%となっております。民生委員・児童委員は、定員は 249 人ですが、欠員が 13 人おり、高齢化も進んで担い手不足が深刻な状況です。相談件数も減少傾向にあります。

17 ページはボランティア団体等の登録になります。

令和4年に登録者数等は減少していますが、ここ2年は増加に転じています。

下段は高齢者クラブ連合会の会員数です。減少が続いており、令和6年は2,599人となっています。

18ページからは各種相談窓口についての相談実績の推移を掲載しています。

高齢者の総合相談窓口にあたる地域包括支援センターの相談件数は年々増加傾向にあります。

子育て支援センターなどで行っている子育てに関する相談は令和4年度以降大きく増加しています。

障害に関する相談は事業によってばらつきがありますが、総合相談にあたる障害者相談支援事業と障害者就労相談事業の相談件数が増加傾向にあります。

生活困窮者自立相談支援機関における新規相談件数は令和2年以降減少傾向にありますが、令和5年度の相談件数もコロナ禍前よりは多い345件となっています。

20ページには、「3 地域福祉を支える基盤整備の状況」について掲載しています。だれもが安全に安心してくらするためバリアフリーやユニバーサルデザインの考え方を取り入れたまちづくりについて、国・道・市のこれまでの動きなどについて記載しています。

21ページからは「4 第4期地域福祉計画の評価」を掲載しています。第2回の策定部会で、令和2年から4年の実績について説明しましたが、令和5年度分の評価についてここで記載しています。

全体をみると、「非常に評価できる」と「かなり評価できる」といった高評価の部分が減少しています。

21ページ中段から23ページにかけて、各基本目標・基本施策ごとの取組について記載しています。

24ページには令和5年度の各取組の評価を表にまとめたものです。

25ページから34ページまでは、7月に実施したアンケート調査の結果を掲載しています。

第3回の策定部会でもご説明した内容になるので詳細は省略しますが、注目すべき部分として、社会的支援についての結果としては、26ページに住み慣れた地域で安心してくらすしていくために大切なことという設問で「福祉、医療、保健の連携による相談体制、支援体制の充実」がより強く求められるようになってきているという結果が出ていることを掲載しています。

27ページからは地域のつながりや地域活動についてのアンケート結果を掲載してい

ます。

少し飛んで、35 ページでは、これまで見てきた数値としての現状や第4期計画の評価、今回のアンケート調査結果を踏まえ、今後の地域福祉の推進に係る課題を3つ掲載しています。

課題の一つ目は、「包括的な相談体制・支援体制の強化」としました。高齢化や人口減少などの社会構造の変化から、社会的孤立や制度のはざまといった問題が表面化していることを受け、従来の分野ごとの支援だけではなく、様々な機関が連携することで必要な人が漏れなく適切な支援を受けられるよう、多様な課題を包括的に受け止める相談体制支援体制づくりが重要と考えられる。

課題の二つ目は、「地域のつながりの強化と担い手の確保」としました。アンケート調査結果からも地域のつながりが希薄化している状況が見受けられ、今後も地域の住民が共に支え合い、助け合いながら地域活動を進めることがより必要であることから、情報提供の充実や担い手の確保に取組、地域住民の交流のきっかけづくりなどから地域のつながりを強化し、住民同士が協力し合える地域を作っていくことが必要と考えられる。

課題の三つ目は、「だれもが地域で生活し続けられる取組の推進」としました。今回の計画策定時に包含することとした、成年後見制度の利用促進と再犯防止の取組の推進を課題として入れ込んだ形になりますが、障がいや認知症で判断能力に不安がある方も成年後見制度等を利用することで、地域で長く暮らし続けられます。また、犯罪や非行からの立ち直ろうとしている人を地域で受け入れられるような社会を作ることが結果として安心な社会づくりにつながります。だれもが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、支えあいの意識を醸成して、地域全体で地域福祉を推進することが重要です。

これらの課題が、前回の策定部会の際にご説明した第3章の3つの基本目標に連動していきます。

第3章については前回の策定部会でご説明したとおりになります。

基本理念は4期計画までの考えかたを引き継ぎながら、第7次総合計画の理念に合わせた「みんなでつくる 支えあいのまち」。

基本目標1は課題1の「包括的な相談体制・支援体制の強化」から「だれもが相談しやすい仕組みづくり」。

基本目標2は課題2の「地域のつながり強化と担い手の確保」から「お互いのくらしを支えあう地域づくり」。

基本目標3は課題3の「だれもが地域で生活し続けられる取組の推進」から「地域福祉を推進する環境づくり」を設定しています。

第3章までの説明は以上となります。

那須部会長代理

ただ今の説明について、ご意見、ご質問などはありませんか。

森谷委員

4ページにパブリックコメントの実施という記載がありますが、どのような意見があつてこうしたということが何も書かれていないのですが、これについてはどうなんでしょう。

磯野管理課総務係主査

パブリックコメントについての記載がないということですが、計画自体は3月に策定が終了します。4ページについては計画の作り方ということで、アンケートやパブリックコメントを実施したということ載せていますが、実際にパブリックコメントを実施するのは12月の中旬ぐらいから1月中旬にかけてとなる予定です。

パブリックコメントの結果自体は、計画書後段の資料編に意見の内容や対応を表にして掲載予定です。資料のページとしては76ページになります。

森谷委員

(了)

那須部会長代理

そのほか意見等なければ引き続き説明をお願いいたします。

磯野管理課総務係主査

それでは、引き続き、40ページの第4章以降について説明させていただきます。

第4章は、おおむね前回の策定部会で説明した通りになっていますので、前回ご意見をいただいた部分、修正した部分について説明いたします。

40ページをご覧ください。

基本施策1の「① 関係機関の連携促進と包括的な相談体制の構築」は、各分野における相談支援体制だけでは解決が難しい複合的な問題を抱えた人に対して、既存の相談窓口や支援機関等がお互いに連携して、相談体制の充実を図っていかうとするものです。

下段に各分野の相談窓口の連携体制のイメージ図を追加しています。

42 ページをご覧ください。

基本施策2①「福祉サービスについての情報提供の充実」は、多様な媒体を用いて必要な情報が伝わるように、情報の発信方法の工夫や充実を図っていかうとするものです。中段にイメージ図を追加しています。

また、前回の策定部会で五十嵐委員と東委員からホームページについてのご意見をいただきました。職員向けのアンケートを実施したことなどについてご説明しましたが、担当課に確認したところ、今後アンケート結果も踏まえながら、より見やすいホームページについて検討していくとのことでした。

43 ページからの基本目標の各成果を図る主な指標ですが、前回お示しした施策展開案では、目標については具体的な数字を入れておりました。今回、素案を提示するにあたり、増加または減少をめざす矢印の表記に変更しています。これは、今回の第5期計画の期間を9年という長期で設定したこと、また、関連する各分野の個別計画では数値目標を設定していることから、地域福祉計画においては目標の方向性を示すかたちに変更したものです。

基本目標1から3ですべて修正しておりますので後ほどご確認ください。

46 ページをご覧ください。

基本施策4の「② ボランティア団体などの活動基盤強化」の下段の記述で、アンケート調査の結果、「地域活動やボランティア活動に参加したことがなく、今後も参加するつもりはない」と答えた人の割合が増えていることと、ボランティア団体を支援することに直接の因果関係がないため、「から」で結ぶのに違和感があるとのこと指摘をいただきました。「情報発信や普及啓発などのきっかけづくりに引き続き取り組むとともに」という一文を加えることで、地域活動等に参加したことがない方が参加するきっかけづくりを進めるとともに、ボランティア団体への支援もしていくという表現に修正しております。

52 ページをご覧ください。

基本施策8の「地域で生活し続けられる取組の推進」の「① 権利擁護の取組の推進」2段落目、「高齢者・障がい者・子ども等への虐待やいじめ、DVなどは人権を著しく侵害し」という記述をしていましたが、「虐待やいじめ」という言葉が続くと、子ども、特に学校教育期にかかる児童生徒のような印象が強くなってしまうので、「いじめ」を「ハラスメント」という言葉に置き換えております。また、取組については、具体的な内容をもう少し加えたほうがいいのかという意見もいただきましたので、「各機関の連携により」という一文を加えております。具体的にどのような機関といった話になれば、子どもの分野であれば、子ども家庭センターや高齢者や障がい者で

あれば、地域包括支援センターや障がい者支援センター、各施設といった関係機関の連携でという話になってくるものですが、他の部分とのバランスを考慮してこの一文としました。

56 ページをご覧ください。

最後に、第5章「計画の推進に向けて」となります。

「1」として、「市民・事業者・社会福祉協議会・行政の役割」について記載しています。

「(1) 市民の役割」としては、地域の課題を「我が事」として捉えるように意識を高めること、自治会への加入など積極的な地域活動の参加など、地域福祉活動の担い手となることへの期待を記載しています。

「(2) 事業者の役割」としては、関係機関や関係団体等が相互に連携を図り、また、市や社会福祉協議会とも連携を図り、地域の一員として福祉のまちづくりを進めることが期待されています。

「(3) 社会福祉協議会の役割」としては、地域福祉活動の中心となる担い手として、地域福祉への市民参加の促進をはじめ、民間福祉団体の先導役や、市民・関係機関・関係団体と、行政間の調整役を担うことが求められていると記載しました。

「(4) 行政の役割」としては、地域とのネットワークを活用しながら、多様化する地域のニーズを把握し、福祉施策を効率的に推進していくことが求められており、また、情報提供や地域の担い手の連携・協働の場づくり、担い手の掘り起しなどに努め、地域の特性や課題に対応した地域福祉活動を推進していく役割が求められます。そのためにも、分野を超えた連携や多様なサービスを提供する体制の構築などで、各施策を推進していくという記載をしています。

「2」として、「計画の検証」について記載しています。

「(1) 計画の進行管理」では、関連する事業の進捗状況を把握するなど、市民意識や活動実態の把握に努め、さらに、事業の評価、見直し、改善について検討し、次年度以降の施策や事業に活かしていくことを記載しました。

「(2) 計画の評価」では、庁内で毎年、事務事業評価を実施するとともに、市民アンケート調査結果に基づいた市民評価を行い、更なる計画の推進につなげていこうとするものです。

次のページからは、この第5期地域福祉計画に包含した第二期江別市成年後見制度利用促進基本計画を掲載しています。60 ページについては修正前のものを印刷してお配りしてしまっていたので、会議冒頭で差し替えさせていただきました。大変失礼いたしました。

こちらの計画は江別市成年後見制度利用促進協議会で審議されたものになります。

60 ページでは成年後見制度について説明し、61 から 62 ページでは江別市における成年後見制度の現状を記載しています。63 ページで目指す街の姿を示したうえで、取り組んでいくこととして中核機関である江別市成年後見支援センターの充実について記載しています。

65 ページからは資料編になります。

資料 1 の策定経過については、今後の動きや新しい社会福祉審議会の委員名簿等については整理したうえで追記していきます。

71・72 ページの資料 2 ではアンケートの概要を掲載しています。

73 から 75 ページには関連する法律を抜粋したものを載せています。

76 ページの資料 6 は 12 月に実施予定のパブリックコメントの結果を掲載します。

77 ページからは用語解説となっています。

以上で、説明を終了いたします。

那須部会長代理

ただ今の説明について、ご意見、ご質問などはありませんか。

五十嵐委員

成年後見制度について、52 ページの主な権利擁護体制整備の内容のところで、成年後見支援センターの説明の記載がありますが、この中に「法人後見の受任」が入っていません。法人後見の受任もされていて、結構重要なことなのではないかと思うのですが、記載しない理由が何かあるのでしょうか。

星野介護保険課長

ご質問にありました 52 ページの成年後見支援センターのところに、なぜ法人後見の受任について書いていないかというご質問ですが、法人後見を受任しているのが、社会福祉協議会という団体になりまして、成年後見支援センターとは別な団体である。実態としては同じものですが、成年後見支援センターとして法人後見を受任しているわけではないことから、こちらには記載しておりません。  
以上です。

五十嵐委員

計画の中に、社会福祉協議会で法人後見を受任しているという記載はどこかに書いてありますか。

四條次長

60 ページの中ほど、法定後見制度のところで、「親族ではない地域の法人（社会福祉

協議会など)」のところに、意図としては含めて記載をしております。

五十嵐委員  
(了)

那須部会長代理

そのほかに、ご意見、ご質問などはありませんか。

森谷委員

計画の推進に向けて第5章の56ページに、(1)市民の役割の中段に、「自治会や民生委員児童委員は住民に近い地域という圏域で、市民の生活状態の把握や」とありますが、自治会が個人の生活状態を把握することはほとんど不可能に近い状況です。民生委員・児童委員の方は可能なのかもしれませんが、自治会としてそういう活動はしていない、少なくとも、うちの自治会はやってないので、ここに自治会と入れないほうがいいと思っています。その辺のご見解を聞かせていただきたいと思います。

磯野管理課総務係主査

自治会も民生委員・児童委員と同じように見守り活動をされているという記述をしていますが、この部分の表現については検討させていただこうと思います。

那須部会長代理

そのほかに、ご意見、ご質問などはありませんか。

増田委員

60ページの成年後見人の部分で、市民後見人が出てきていますが、市民後見人と法定後見人は違うもののでしょうか。同じに見えるのですが。

星野介護保険課長

市民後見人は法定後見人の一部ではありますが、法定後見人の中で、例えば親族や弁護士などの専門家の方、そういったいろいろな方の中の1つとして、市民が受任する場合に、市民後見人と呼ぶような形となります。

四條次長

補足をさせていただきますけれども、今後、後見制度を利用する方が増えていくことが想定されています。そういった中で、被後見人の方が増えていくということは、すなわち後見人の方も増えなければいけない。一方で、親族後見などにはありますが、弁護士や司法書士などの専門の方が後見を受けていくキャパシティ、それに社会福祉協議会などの法人が後見を受けていくキャパシティには限りがあり、これらを超えて

いったときに、市民の方で後見人になられる方を養成しておき、実際に法定後見人という形で入っていただくことが非常に重要だと言われております。

そういったことから、米印もつけて「市民後見人とは」ということで大きく場所を取り、今後求められていく機能として市民後見人という役割が重要になっていくという記載をしています。

#### 那須部会長代理

そのほかに、ご意見、ご質問などはありませんか。

#### 河村委員

42 ページの表を拝見したのですが、私は江別市女性団体協議会に入っておりまして、社会福祉センターで活動しているのが、おもちゃ図書館というものです。

これは全国規模の活動でして、それはこの表ではどこに該当するものかと思っておりました。

それと、46 ページも読ませていただくと、活動促進等の内容がすごく充実していますが、はたして私たちの活動が市の方たちに浸透していないような気がしています。

私たちの会議のときはそういう話題で盛り上がるのですが、自治会でもおもちゃ図書館について知らない人がほとんどだと思います。

8月におもちゃ図書館の取組の一部として「レジャーライブラリー」というものを、旧町村農場で一日全館貸し切って開催いたしました。それは盛大に、ボランティアの人たちにも参加していただきましたが、これから12月に社会福祉センターでクリスマスイベントも実施予定であり、これを市のどこにお願いしてPRさせていただいたらいいのかと思いました。

「市民活動センター・あい」さんとも、一緒にバザーをしたりとか、女性団体協議会としては一緒に活動したりコラボのたねや協働のまちづくりで取り上げていただいたりとか、地道には続けていますが、もっともっと浸透させていくには、どのようにしていけばいいのかなというふうに思いました。

よろしく願いいたします。

#### 磯野管理課総務係主査

まず、42 ページに加えた図で、おもちゃ図書館がどこに入っているのかというお話かと思いますが、ここには、市で発行しているものなどを載せているので、それぞれの団体で活動しているものが入っているように見える形の表現にはなっておりません。

おもちゃ図書館の取組みについては、私の部署でも関わっている事業ですが、子ども子育て支援になるのか、障害の支援になるのかというのは、これから連携していく中でも整理をさせていただいたらいいかなと思います。

どのように普及していくかというお話については、先ほど「市民活動センター・あい」と女性団体協議会が協力して、「コラボのたね」やホームページに載せたりされて

いるというお話で、まさにそういったボランティア団体などの情報発信の取組を進めていただくとともに、例えば、市の方でも、最近イベントを開催するときに情報発信の方法として、ホームページだけでなくLINE等のSNSからイベント情報を発信したりという取組は進めております。関わりのある部署で、広報に載せたり、SNS等で情報発信するというようなお手伝いはできるかなと思います。

河村委員  
(了)

那須部会長代理

そのほかに、ご意見、ご質問などはありませんか。

(なし)

委員の皆様からの貴重なご意見ありがとうございました。

本日、皆さんからいただいたご意見をもとに私と米内山部会長、事務局で調整し、11月に開催予定の社会福祉審議会に地域福祉計画策定部会の案として報告してもよろしいでしょうか。

(了)

ありがとうございます。それでは、第5期江別市地域福祉計画素案についての審議を終結いたします。複数回にわたる審議お疲れ様でした。

次に、「次第3 その他」に入ります。  
委員の皆さまから何かございますか。

(なし)

事務局から何かございますか。

元木管理課長

それでは、事務局からその他ということで、ご報告とご説明をさせていただきます。

まず第5期の地域福祉計画について、6月から何回もご審議をいただきまして大変ありがとうございました。今後の計画策定の流れについてご説明させていただきます。

先ほど、那須部会長代理からもありましたが、本日審議いただいたご意見を、米内山部会長、那須委員と事務局で調整させていただき、11月に開催予定の社会福祉審議会に部会案として部会長から報告してもらいます。

策定部会は社会福祉審議会の1つの部会になりますので、その部会で調査した案を

社会福祉審議会でもう一度審議をして、実際に計画として成立するという流れになっております。

11月の社会福祉審議会で審議した後、12月から1月にかけてパブリックコメントを実施して、市民の皆様からのご意見を募集するという流れになります。

パブリックコメントの意見を反映した計画案を、さらに2月に開催の社会福祉審議会で審議しまして、3月に本計画を完成させる予定となっております。

ここにいらっしゃる部会の皆様については、11月の社会福祉審議会前に、修正した部会案をお送りしたいと思います。

私からは以上でございます。

那須部会長代理

それでは、本日の審議会はこれをもって終了といたします。

ありがとうございました。

閉会